

議案第44号

一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

一般職の職員の給与の特例に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年9月3日提出

加西市長 西村 和平

一般職の職員の給与の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、一般職の職員に対して支給する期末手当の特例を定めることにより、もって財政の健全化に資することを目的とする。

(期末手当の特例)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第38号。以下「給与条例」という。）第9条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が7級又は8級である者（給与条例第35条の2の規定の適用を受ける者を除く。）に対して支給する期末手当については、給与条例第29条第2項の規定中「100分の122.5」を「100分の92.5」に、「100分の137.5」を「100分の107.5」に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成25年11月30日限り、その効力を失う。

(審議資料)

行政職7級及び8級の適用を受ける管理職員を対象とした期末手当のカット措置を定めた特例条例（平成23年加西市条例第24号）は、1年間の適用期間となっており11月30日をもって条例廃止となるが、厳しい財政状況下にあつて財政健全化と市長公約を推し進めるため、新たに特例条例を定め、更に1年間の期末手当のカット措置を実施しようとするもの。

（併せて管理職手当の20%減額についても同様に1年間の延長措置を講じる。）

【概要】

- ・平成24年12月期及び平成25年6月期に支給される期末手当の支給月数から各期△0.3月（年間△0.6月）のカット措置を講じる。

	H24年12月期			H25年6月期			年間合計		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
本則支給月数	1.375	0.675	2.050	1.225	0.675	1.900	2.600	1.350	3.950
カット後	1.075	0.675	1.750	0.925	0.675	1.600	2.000	1.350	3.350
差引	△0.30	0.0	△0.30	△0.30	0.0	△0.30	△0.60	0.0	△0.60

- ・適用期間 平成24年12月1日から平成25年11月30日までの間
- ・対象職員 管理職員（行政職給料表7級及び8級の適用を受ける者）